

**重度心身障害児・者医療費
(福祉医療)を助成します**

重度心身障害児・者が医療を受ける時、各医療保険の対象となる医療費の自己負担分を市町村が助成します。利用には受給者証が必要ですので、担当係で交付を受けてください。

世帯員の異動(転入・転出など)や健康保険の変更などがあつた場合は、手続きが必要です。

◆**対象者**(①～③のいずれかに該当する方)

①身体障害者手帳1級または2級の方

②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方

③身体障害者手帳3級または4級を所持し、かつ中度知的障がいと認定された18歳未満の合併障がいの方

※ただし、65歳以上で、平成15年10月以降に新たに①②の認定を受けた方は、市町村民税非課税世帯の方のみ対象。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

**ひとり親家庭医療費を
助成します**

配偶者のいない父・母と児童、または父母のいない児童について、医療費の自己負担分(高額医療費は除く)を助成します。

※受給者および同居している扶養義務のある方の前年の所得に対して、所得税が課税されている場合は対象となりません。

◆**助成の種類**

◆**現物給付**

受給者証を医療機関に示し、助成分を差し引いて支払う方法
【療養費払い】
いったん自己負担を支払い、

後日役場で給付請求する方法
※県外受診の場合は療養費払いになり、領収書が必要です。

◆**申請時に必要なもの**

◆**【新規】(随時受付)**

印かん、健康保険証

◆**【更新】(6月3日～24日受付)**

印かん、健康保険証、同意書、申請書、受給者証

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

**こうち被害者支援センター
出張相談会のお知らせ**

こうち被害者支援センターでは、事件や事故・性暴力などの犯罪被害を受けた方を対象に、出張相談会を開催します。弁護士と専門相談員が相談をお受けします。1人で悩まず気軽にご相談ください。

※相談は無料、秘密は厳守します。
※事前予約のうえ、ご利用ください。
※事前予約のうへ、ご利用ください。予約は実施日の前日まで。

(平日午前10時～午後4時)

開催場所	開催日時
中村合同庁舎 3階大会議室 (四万十市古津賀4丁目61番地)	奇数月第3火曜日 13:30～15:30
安芸総合庁舎 2階大会議室 (安芸市矢ノ丸1丁目4-36)	偶数月第3火曜日 13:30～15:30



○お問い合わせ・予約
NPO法人こうち被害者支援センター
☎088-854-7511

**「高知県長寿手帳」で
県内施設入場料が割引に**

県内の65歳以上の方に、健康と長寿を願って「高知県長寿手帳」をお渡ししています。

長寿手帳を掲示すると、県立施設などで入場料が割引されるなどの特典が受けられます。

◆**配布方法**

65歳の誕生月に「介護保険被保険者証」に同封して送付します。

66歳以上の方で長寿手帳が必要な方や、紛失などにより再発行を希望される方は、左記の担当係へ申請してください。

◆**配付するもの**

●長寿手帳(カード)

●利用施設一覧

○お問い合わせ・お申し込み

本庁 健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

